

自然の多様性の管理に関する法律（自然多様性法）

日付	2009 年 6 月 19 日第 100 号法律
省	気候環境省
最終改正	2014 年 6 月 20 日第 50 号法律
発行	2009 年第 7 冊中
施行日	2009 年 7 月 1 日，2011 年 2 月 1 日，2012 年 7 月 1 日，2016 年 1 月 1 日 国王が決定する。
改正	1979 年 6 月 19 日第 63 号法律、1981 年 5 月 29 日第 38 号法律、1992 年 5 月 15 日第 47 号法律
公布	2009 年 6 月 19 日 16 時 45 分
略称	自然多様性法 - nml.
参照	以前の法律 自然保護に関する法律 1970 年 6 月 19 日第 63 号

第 1 章 対象及び適用範囲等

(中略)

セクション 3. (定義)

同法令中では以下のように解釈する

- a) 種：生物学上の基準に則る各生物の特定集団；
- b) 個体群：区切られた地域内に同時期に生存する同種の個体の一集団；
- c) 生物の多様性：各生態系、各種及び種の中の遺伝的変異、並びにこれらの要素間の生態関係の多様性；
- d) 動物：哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類及び無脊椎動物
- e) 外来生物：ある地域内に自然に発生する何かの種又は個体群には属さない生物；
- f) 遺伝素材：技術を利用し又は利用せずに他の生物へ伝搬できる遺伝子及びその他の遺伝素材、ただし人間の遺伝素材は含まれない；

- g) 収穫：野外レクリエーション及び商業上の狩猟、捕獲、漁業、並びに植物又は植物の各部分（液果及び乾果を含む）及びキノコ類の採集；
- h) 輸入：隣国との国境を越えた移動又は本法令の適用範囲外の地域からの上陸；
- i) 自然多様性：基本的に人的影響の結果ではない生物多様性、景観の多様性、地質多様性；
- j) 自然のタイプ：全生物及びそこで影響をもたらす全環境要素、池、又は耕作地に囲まれた原生地若しくはそれと同種のものといった特定のタイプの天然資源、並びに特殊なタイプの地質上の特性を含む一様性のタイプの自然；
- k) 生物：遺伝素材を生ずる又は伝搬することが可能な全ての部分を含む、個別の植物、動物、キノコ類及び微生物
- l) 植物：維管束植物、苔類及び藻類；
- m) キノコ類：キノコ類及び地衣類；
- n) 着手：生物を廃棄物として意図的に環境中、又は逃避が不可能ではない閉鎖的システムへ排出、又は埋め立て処分することへの着手；
- o) 除去：どのような目的であれ生物を全体的に又は部分的に自然から抹消するか、又は取り除くこと；
- p) 野生：自然かつ野生の、陸上で生きる哺乳類、鳥類、爬虫類及び両生類；
- q) 無脊椎動物：脊椎のない動物；
- r) 生態学上の機能区域：産卵域、生育域、幼虫の活動域、ハイキング及びトレッキングルート、放牧域、巣穴区域、羽毛又は動物の毛の抜け替わる地域、夜間の生息区域、交尾活動区域、曳船道、繁殖区域、越冬区域並びに生息区域といったある種に対する生態学的機能を満たす - 時間の経過とともに変化する境界のある - 区域；
- s) 生態学的状況：関連する影響要因を考慮したある自然タイプの地域の機能、構成並びに生産性の状況及び推移；
- t) 生態系：植物、動物、キノコ類及び微生物の集団が相互に、及び非生物的環境と影響しあう、多かれ少なかれ明確に定義された一様性の自然システム。

(中略)

第7章 遺伝素材及び遺伝素材に関連する伝統的知識へのアクセス

○2013年6月14日付の法律第50号において見出しを修正(2013年6月14日付第673号、アクセス日 2013年7月1日)

セクション 57. (遺伝素材の管理)

自然界の遺伝素材はノルウェーの地域社会に属し、国家により管理される。遺伝素材の利用から生ずる利益の適切な配分が、先住民及び地元の利益となる場合において、その利用は自然及び国際的な観点から環境及び人々に最も有益なものとなる。

セクション 58. (自然界の遺伝素材の取得及び利用)

国王は、遺伝素材の利用又は当該素材の開発の目的で、自然からの生物素材の除去について省庁の許可を必要とする決定を行うことができる。販売が認められた場合、その後の新たな開発に際して新しい許可は必要とされないが、許可の条件は、当該素材又は販売の結果から利益を受ける者に適用されるものとする。公的な保管からの除去並びに農業及び林業上の目的による利用及び加工については許可は必要とされない。

サブセクションは、所有者又はその他の権利保持者が有する遺伝素材を含んだ

- a) 生物素材、又は
- b) 土壌

へのアクセスを拒否する権利を制限するものではない。

当局は、サブセクションに基づき、第3章(※環境省註 種の管理)の規定の例外を認めることができるものとする。

国王は、先住民及び地方の地域社会の伝統的知識の利用に関する情報を含む、申請に必要な情報に関する規則を定めることができる。当該規則は、ノルウェーの領土内の野生環境から得られた遺伝素材の利用から生ずる利益は国家に帰するものとする等条件を、それに基づいて定めることができる。この規則にもなりうる。また、土地の所有者、先住民及び地元の地域社会の補償にかかる合理的な方法を明記する。遺伝素材のさらなる利用について、セクション 57 の目的の遵守を確保するために必要な条件を定めるものとする。

セクション 59. (遺伝素材の公共の保管)

公的な保管はセクション 57 の原則に基づき管理される。当該収集物を管理する者は、保管から除かれる遺伝素材の記録及び公開の義務を有する。

公的な保管とは、国又は国に代わり管理される遺伝素材の収集物を指し、特定の条件下において誰でも当該収集物へのアクセスが可能である。

公的に保管する遺伝素材を受け取る者は、当該素材の加工修正により本質的な変化を生じさせない限り、国内外の知的財産権又は、当該素材の利用（食品又は農業目的の利用等）を制限するその他の権利の請求を控えるものとする。

遺伝素材にかかる知的財産権の侵害について、セクション 57 の目的の遵守を確保するために、当局は法律に基づき、法的な手続きなどの必要措置を考慮する。

サブセクション又はその他の条件に基づき、いずれの者も知的財産権を侵害する者を訴えることができる。

国王は、セクション 58、パラグラフ 4 の最終行に言及する条件を含め、収集された遺伝素材の除去にかかる規則を定めることができる。

2001 年 11 月 3 日付の植物遺伝資源条約又はその他の政府間合意に含まれる遺伝素材の除去については、当該合意に定める条件が適用される。

セクション 60. (他国に由来する遺伝素材)

ノルウェー国内での利用のため、採集及び輸出にかかる合意を必要とする国から遺伝素材を輸入する場合は、当該合意にのみ基づき実施される。当該素材を処分する者は、合意で定めた条件及び契約により拘束される。政府は合意を定めた当事者の利益となるように、法的手続きにより契約条件を強要することができる。

研究又は商業目的により他国の遺伝素材をノルウェーで開発する場合、当該遺伝素材を受領又は取得する対象国（提供国）の情報を提出しなければならない。提供国の法律において生物素材の取得に合意が要件とされる場合は、かかる許可の取得に関する情報も提出するものとする。

提供国が遺伝素材の原産国以外の国である場合は、原産国についても記載するものとする。原産国とは当該素材がその自然環境から抽出された国をいう。原産国の法律において遺伝素材の取得に合意が要件とされる場合は、当該

合意が得られているかについて記載するものとする。本段落における情報が不明の場合は、その旨を開示するものとする。

国王は、地方の地域社会又は先住民の伝統的知識を利用する場合、その情報の提出を明記した規定を定めることができる。

2001 年 11 月 3 日付の植物遺伝素材条約に言及する素材は、当該素材が研究又は商業目的でノルウェーにおいて利用される場合、当該条約の下に合意された当該素材の取得にかかる情報を伴うものとする。

セクション 61. (植物遺伝資源条約の実施)

国王は 2001 年 11 月 3 日付の植物遺伝資源条約の、ノルウェー国の法律への実施にかかる規則を定めることができる。当該規則は本章に定める条項の明確化及び除外を定めることができる。

セクション 61 a. (遺伝素材に関連する伝統的知識へのアクセス及び利用)

先住民及び地方の地域社会により発展、継承及び維持される遺伝素材に関連する知識（伝統的知識）へのアクセス及び利用により、先住民及び地方の地域社会の利益が保護、尊重されるべきである。また、国王は、伝統的知識へのアクセス及び利用について、先住民又は地方の地域社会との合意や、未許可のアクセスや利用に対する補償規則等の罰則を定めた規制を定めることができる。他国の先住民及び地方の地域社会により発展、継承及び維持される遺伝素材に関連する伝統的知識へのアクセス又は利用が当該国の法律に基づく同意を必要とする限り、国王は第二文に基づき定められた規則を当該の伝統的知識にも適用することを決定することができる。

○2013 年 6 月 14 日付の法律第 50 号において見出しを修正（2013 年 6 月 14 日付第 673 号、アクセス日 2013 年 7 月 1 日）

（後略）